



澄んだ空気と
きれいな水

環境保護印刷推進協議会

環境保護印刷推進協議会
「認証登録基準」解説書

序
当協議会は、澄んだ「空気」ときれいな「水」をテーマに、「刷版」～「印刷」のオフセット印刷工程から環境保全をはかるべく、大気汚染防止のための「Non-VOC」、水質汚染防止のための「Non-DRAIN」の実現を期す諸事業を推進するとともに、自己適合宣言マークとしての「環境保護印刷マーク」(クリオネマーク)の認証登録制度を運営してまいりました。

1. 改訂のポイント

- 今回の改訂のポイント
1) 基準検討において、VOCと廃液の削減に加え、CO2削減も考慮しました。
2) ステータスのバランスと現在の一般使用環境で可能なレベルを考慮して、対象項目[刷版]、[湿し水]、[湿し水ろ過装置]で高度化を図りました。
3) 対象項目に「ローラー/ブランクセット洗浄剤」を新設しました。
4) すべての基準を見直し規定内容を明確化しました。

2. ステータスについて

当協議会の登録基準の特徴「ステータス制度」は次のように分類されます。
シルバー：汎用的な資材で全体の底上げ
ゴールド：一般的な生産環境で採用可能である、環境面で先進的な資材
ゴールドプラス：生産環境や用途で制限があるもの、ゴールドより上の環境負荷の低減効果が認められるものを利用した工程
今回の改訂ではシルバーとゴールドの2ステータスにまとめることを検討しましたが、より高い目標を設定して改善に努力している企業を評価するためにも、プラスを存続することにしました。

3. 各項目について

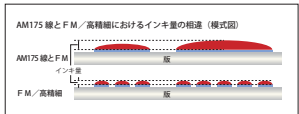
- 1) スクリーニング
2) 刷版
3) 湿し水および湿し水ろ過装置
4) インキおよび乾燥装置
5) ローラー/ブランクセット洗浄剤
6) 廃液処理

http://www.e3pa.com

各項目について

スクリーニング

今回の基準改訂では、AMスクリーニングの組合の具体的な数値、FMスクリーニングの具体的な最小点サイズの数値を明示しつつ期間を表現し改めました。ステータスとしては、従来通りゴールドプラスの基準として位置付けております。



刷版

従来は規定のなかったゴールドプラスの規定を追加することで、基準の高度化を図りました。また、3つのステータスのバランスを考慮しつつ、基準の記述を簡潔でわかりやすい表現に改めました。

Table with 3 columns: ステータス, 規定, 主な技術. Rows include ゴールドプラス, ゴールド, シルバー.

湿し水および湿し水ろ過装置

湿し水

今回の新基準改訂においては、労働安全衛生法(\*)、非該当化としてIPAの代わりに使用されている「代替アルコール類」もVOC削減対象とし、削減目標を設定しました。

湿し水ろ過装置

今回の新基準改訂においては、湿し水の廃液処理を具体的に、年3回以上のスクリーニングと併せて削減目標を設定しました。

一方、登録時にメーカー・タイプ名と年間の廃液処理量の統計を取ることとしました。その統計結果より、長期取組の年数、取る設備ワーク、お盆の年3回の廃液削減に削減努力されている実態が見えてきます。

また同様に前項基準では、基準達成の登録製品は認定しませんでした。前記の実地調査の意味を含めて、ろ過装置として認定されているものは新基準改訂においては、ろ過装置メーカーから「適切な廃液交換を年3回以上行える能力・実装がある」製品を事前登録してもらいます。

インキおよび乾燥装置

インキ

インキについてはVOC削減に輪に検討され、前基準発行から現在までに、技術面および市場性において顕著な前進や変化が見られないことから、ほぼ前基準を踏襲する形になりました。

Table showing VOC reduction targets for various ink types: 油性インキ, 水性インキ, UVインキ, オフセットインキ.

乾燥装置 (乾燥装置)

乾燥装置 (乾燥装置)は、CO2削減の面で極めて大きな役割であることは明らかですが、印刷会社の基幹設備であることから転換は難しく、前基準と同く、シートセットオフ輸の大気汚染防止法(VOC排出抑制)の遵守のみに留めました。

(\*)大気汚染防止法 (VOC排出抑制) VOC(大気中に排出され、又は燃焼しときに気体である有機化合物(揮発性有機化合物や光学オキシタン生成しなからぬ物質を除去)して規定で定められた物質を除く)。

ローラー/ブランクセット洗浄剤

今回の新基準改訂においてローラー/ブランクセット洗浄剤を追加対象とした理由としては、洗浄剤が印刷用VOC発生の大半を占めることから、環境負荷面から対象とするべきと判断されたこと、同時に環境安全からPRTR法(3)非該当・安易法有機物(4)非該当・芳香族成分1%未満(アロマフリー)(5)としております。

(3) PRTR法: (PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制)) 多量の化学物質が有害なリスク全体として低減されているために、行政・事業者・市民・NGOなど各主体がそれぞれの立場から環境対策が必要と化学物質の排出削減に取り組む必要がある。
(4) 安易法有機物: (安易法=労働安全衛生法/有機物一有機物中毒予防規程)の有機物
(5) 芳香族成分1%未満(アロマフリー): (対象物)に対して芳香族化合物含有量が1%未満であることを、含有化合物は無機炭素化合物と芳香族化合物に大別されます。

廃液処理

前基準では、刷版と湿し水の項目それぞれで規定していましたが、廃液処理を独立項目とし、印刷工程の洗浄液等も含む全工程の廃液を対象を広げました。また回収後の処理方法については法定期限内で行うべきであるため、「規程」の制定を促し、「適切に回収・処理する」としました。